表　彰　実　施　要　領

１　趣　旨

この要領は、表彰規程第６条規定に基づき、表彰の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

２　表彰の範囲及び基準

表彰状授与の対象者は、表彰規程第２条第２項に規定する者であって、次の各号のいずれかに該当（過去に同一の受賞歴のあるものを除く。）するものとする。

（１）会員のうち、浄化槽の設置者等で構成する団体等又は浄化槽関係者をもって構成する県的団体で、団体設立後２０年を経過したもの。

（２）会員のうち、浄化槽の施工、保守点検又は清掃を概ね２０年以上業とし、かつ、本会入会後（専門部会を含む）１０年以上経過し、浄化槽の適正な施工又は保守　　点検若しくは清掃業務に顕著な功績があった者で、他の模範として表彰に足るもの。

（３）会員の構成員で、浄化槽の適正管理等の指導的役割を１０年以上担当し、浄化槽の適正な維持管理及び法定検査制度の普及に努める等顕著な功績があったもので、かつ、人格円満にして他の模範として表彰に足るもの。

（４）会員の役員又は会員に雇用されている者であって、浄化槽関係業務に概ね３０年以上従事し、勤務成績が優秀で他の模範となる５０歳以上のもの。

（５）その他会長が必要と認め、表彰審査会の承認を得たもの。

３　表彰該当者の推薦方法

（１）２表彰の範囲及び基準の（１）と（２）及び表彰規程第２条第３項の感謝状は、会長又は表彰審査会構成員が表彰審査会へ提案する。

（２）２表彰の範囲及び基準の（３）は、会員が該当者に順位を付して推薦する。

（３）２表彰の範囲及び基準の（４）は、会員が所属該当者を推薦する。

　　　ただし、推薦する場合は１名以内とする。

（４）調査基準日

　　　毎年４月１日

（５）提出書類

　　　ア　功績調書（会員用）（様式第１号）又は功績調書（個人用）（様式第２号）

　　　イ　履歴書（様式第３号）

（６）提出部数

　　　１　部

（７）提出期限

　　　別途通知する日

４　審査会

　　　会長、副会長及び会長の指名した理事をもって表彰審査会を構成し、受賞者を　選定する。

　　　附　則

　1　社団法人長野県浄化槽維持管理協会表彰実施要領（昭和57年4月1日）は廃止　する。

　2　この要領は、平成6年4月1日から施行する。

　3　この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（様式第1号）

　　　　　　　　 　　　功　　績　　調　　書（会員）

|  |  |
| --- | --- |
| １　表彰実施要領２の対象基準号 | 該当番号を○で囲む　　　　１　　　２　　　５ |
| ２　会　 員 　名 |  |
| ３　住　　　　所 |  |
| ４　設立年月日 |  |
| ５　代表者氏名 |  |
| ６　社（組合）員数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名 |
| ７　事 業 内 容 |  |
| ８　功 績 事 項等 |  |
| ８　備　　 　考 |  |

（様式第2号）

功　　績　　調　　書（個人）

|  |  |
| --- | --- |
| １　表彰実施要領２の対象基準号 | 該当番号を○で囲む　　　　３　　　４　　　５ |
| ２　氏　　　　名 |  |
| ３　所　 属 　名 |  |
| ４　職業又は職名 |  |
| ５　性　　　　行 |  |
| 功績事項　 | ６勤続年数又は従事年数 |  |
| ７具体的事実を詳細に記載 |  |
| ８　その他参考となる事項 |  |

（様式第3号）

　　　　　　　　　　　　　履　　　歴　　　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日現在

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふ り が な氏　 　名 |  | 性別 |  |
| 生 年 月 日 | 明治・大正・昭和　　　　　年　　　　月　　　　日生（　　　　才） |
| 現　住　所 | 〒 |
|  |
| 年　　月 | 最終学歴、職歴、団体歴、賞罰歴（各別にまとめて書く） |
|  |  |

（注）①職歴、団体歴は、浄化槽関係を記載すること

②罰歴は、５年以内の罰金刑以上が該当すること